

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和6年10月25日認容・確定

判 決

原告	国
上記代表者法務大臣	牧原 秀樹
上記指定代理人	尾川 健三
同	内藤 守
同	中村 志緒香
同	柚澤 泰介
同	濱辺 希
被告	Y
上記訴訟代理人弁護士	露木 琢磨
同	石井 徹也

主 文

- 1 被告は、原告に対し、132万9193円及びこれに対する令和2年6月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、訴外A(以下「本件滞納者」)に対し、平成26年12月17日時点で納期限を経過した租税債権を有していたところ、同日、本件滞納者が被告に対して有していた賃貸借契約に係る保証金返還請求権を差し押さえたと主張し、被告に対し、同債権の取立権(国税徴収法67条)の行使として、上記保証金残金及びこれに対する約定支払期限の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠(枝番含む)及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

- (1) 被告は、平成20年5月12日、本件滞納者(なお、本件訴訟において被告から訴訟告知を受けた。)に対し、要旨以下の約定で、千葉縣市川市●●所在のBビル201号室(以下「本件物件」という。)を賃貸した(以下「本件契約1」という。)(甲2)

ア 賃貸期間 平成20年6月1日～平成23年5月31日（3年間）。ただし、期間満了の3か月前までに意思表示がないときは、同一の条件で3年間延長し、その後の期間満了についても同様とする。

イ 賃料 月額18万9000円

ウ 本件滞納者は、被告に対し、契約及び契約に基づく事実関係から生じる負担を担保するため、保証金として200万円を預託する。

被告は、本件滞納者に対し、本件物件明渡後1か月以内に償却金（年5%の割合）を控除した残額を返還する。

(2) 本件滞納者は、平成20年5月12日、被告に対し、前記(1)ウの約定に基づき、保証金200万円（以下「本件保証金」という。）を預託した（甲2）。

(3) 被告は、平成23年5月31日、本件滞納者との間で、本件物件を月額18万9000円、賃貸期間を同日から平成26年5月31日まで（3年間）で賃貸するとの内容の賃貸借契約書を締結した（以下「本件契約2」という。）。本件契約2の約定は、本件契約1と契約期間の始期及び終期が異なるほか、ほぼ同一であり、本件契約1と同様、本件滞納者が被告に保証金として200万円を預託する旨の規定が存在する。

被告と本件滞納者は、平成26年5月29日、本件物件の賃貸借契約について、期間を同年6月1日から平成29年5月31日までとして更新する旨の合意書を作成し、また、平成29年5月29日、同じく期間を同年6月1日から平成32年（令和2年）5月31日までとして更新する旨の合意書を作成した（甲2）。

(4) 本件滞納者は、平成26年12月17日時点で、既に納期限を超過した合計184万1300円の租税債務を負っていた（甲1）。

原告は、同日、上記租税債務を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条に基づき、本件滞納者が平成20年5月12日に本件物件の賃貸借契約に基づき被告に差し入れた保証金の返還請求権（以下、原告が差し押さえた債権を「本件債権」又は「本件債務」という。）を差し押さえる旨の差押調書及び債権差押通知書（以下「本件通知書」という。）を作成した（以下、本件通知書の送達による差押を「本件差押え」という。甲5）

(5) 本件滞納者は、令和2年5月24日、賃貸借契約の終了により、被告に対し、本件物件を明け渡した。

(6) 被告は、同月29日、本件滞納者に対し、本件保証金200万円から償却金30万円及び未払家賃37万0807円を差し引いた132万9193円を支払った（甲3、4）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、(1) 本件通知書の送達の有無及び(2) 本件差押えの有効性である。

(1) 争点(1)（本件通知書の送達の有無）について

(原告の主張)

原告は、平成26年12月18日、本件通知書を被告に宛てて発送し、本件通知書は、同月19日に被告に到達した。

(被告の主張)

否認する。

(2) 争点(2)（本件差押えの有効性）について

(原告の主張)

本件滞納者が本件契約1締結時に預託した本件保証金は、本件契約2以降の賃貸借契約においても引き継がれたのであるから、本件差押え時点（本件通知書の送達時点）において、本件債権は存在していた。したがって、本件債権に対する差押えは有効である。

（被告の主張）

本件契約2は、本件契約1を更新したものではなく、本件契約1とは別に新たに締結された契約である。本件債権は本件契約1が終了したことにより、本件差押え時点において既に存在しないものとなっていた。

なお、本件滞納者は、更新後の本件契約2の終了に基づいて本件物件を明け渡したのであり、被告は、本件滞納者に対し保証金132万9193円を返還済みである。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件通知書の送達の有無）について

前提事実、証拠（甲5の1～2、8）及び弁論の全趣旨によれば、原告が、平成26年12月18日、本件通知書を被告に宛てて発送し、同月19日、被告が本件通知書を受領した事実を認定することができる。

被告は上記受領の事実を争うが、被告は、被告自身が同日に郵便物を受け取ったこと、また、当時、C株式会社（被告が本件物件の賃貸借の管理を委託していた法人。以下「C」という。）から、市川税務署から同社に本件滞納者に係る照会があった事実を知らされていたこと、それゆえ当該郵便物が本件滞納者に関するものであると考えていた旨をそれぞれ自認しているのであり（被告作成の答弁書への質問に対する回答参照）、これらの事実と整合する上記証拠からすれば、被告が本件通知書を受領した事実を優に認定することができる。

2 争点（2）（本件差押えの有効性）について

（1）前提事実、証拠（甲2）及び全論の全趣旨によれば、本件契約1と本件契約2は、契約対象物件、使用目的、賃料、管理費及び保証金等の契約内容が同一であること、本件保証金は、契約1において預託された後、本件滞納者が本件物件から退去するまで返還されたことがなかったこと、平成26年5月以前のCにおいては、賃貸借契約の更新手続は、当初の契約書と同じ書式を用いて新たな契約書を作成する方法によって行われていたことがそれぞれ認められる。

（2）上記認定事実によれば、本件契約2は、本件契約1に係る賃貸借契約の更新手続の中で新たに契約書が作成されたものにすぎないのであって、別個の契約として新たに締結されたということとはできず、本件契約1が更新されたものと認められる。そして、その後の複数回にわたる更新合意（前提事実（3））についても、本件契約1について更新が重ねられたものということができる。

そうすると、本件契約1締結時に本件滞納者が預託した本件保証金は、更新後の賃貸借契約に承継されることとなるのであるから、本件差押え時点においても、その返還請求権（本件債権）が存在していたこととなり、これに対する本件差押えは有効である。

3 結論

（1）以上によれば、原告は、国税徴収法67条1項に基づき、被告の本件滞納者に対する本件物件の賃貸借契約に基づく保証金の返還請求権（本件債権）の取立をすることができる。

本件債権の支払期限は本件物件の明渡しの1か月後と定められているところ（前提事実（1）ウ）、本件滞納者の明渡しは令和2年5月24日であるから（前提事実（5））、支払

期限は令和2年6月24日となる。また、本件債権の額は、預託された保証金額から約定の償却額及び未払賃料を控除した132万9193円である（甲4）。

被告は、本件債務の支払期限を令和4年10月18日とする差押債権支払催告書（甲6）が被告に送付されたことをもって本件債務の弁済期が変更又は猶予された旨主張するが、差押債権者である原告が差押債権の支払期限を変更し又は弁済を猶予する等の権限を有するとする根拠は見当たらず、上記催告書の記載によって本件債務の弁済期が変更又は猶予されたとは認められない。

(2) なお、被告は、令和2年5月29日、本件滞納者に対し、本件債務を履行したものであるが（前提事実（6））、これは、本件通知書が被告に送達され（争点（1））、本件差押えの効力が生じた後の履行であり、差押債権者である原告に対抗することができない（国税徴収法62条2項、3項、民法481条1項参照）。

(3) 以上によれば、原告の請求は理由がある。

東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 新谷 祐子

裁判官 伊藤 吾朗

裁判官 永見 理保